

北海道支部運営規程

(目的)

第1条 この規程は北海道支部の運営上必要とされる事柄について定める。

(支部活動目的)

第2条 この支部は、放射線技術学に関する研究発表、知識の共有ならびに関連団体と連絡提携し、北海道全体の医療技術の均てん化および学術の向上を図ることにより、全国で活躍する人材を育むことを目的とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 北海道支部主催の学術大会およびセミナーなどの開催
- (2) 北海道支部学会誌の刊行と広報活動
- (3) 放射線技術学に関する研究調査・教育ならびに開発
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) 関連団体との連携・交流ならびに協力
- (6) その他、北海道支部の目的を達成するために必要な事業

(基本事項)

第4条 運営上必要とされる事柄とは、総務、財務、広報関連事項だけでなく学術関連企画を含め北海道支部の運営を円滑に行うための全般的な事柄を指す。

(会員)

第5条 会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 北海道支部の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 学生にあつて、北海道支部の目的に賛同して入会した個人（正会員を除く）
- (3) 賛助会員 北海道支部の事業を援助する個人または団体
- (4) 名誉会員 北海道支部に特に功労のあつた者で支部役員会において承認された者

(組織及び理事)

第6条 北海道支部の組織及び理事について以下に示す。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部監事 2名
- (3) 副支部長 若干名

- (4) 総務委員長 1名
- (5) 財務委員長 1名
- (6) 広報委員長 1名
- (7) 表彰委員長 1名
- (8) 編集委員長 1名
- (9) 地域学術委員長 1名
- (10) 第9条に定める学術企画委員会を構成する専門委員会の委員長 各1名

(支部理事及び役員)

第7条 支部理事及び役員の選出に関しては、支部理事及び役員等の選出に関する規程に法り選出されることとする。

(広報委員会)

第8条 広報委員会には以下の組織を設置する。

- (1) ホームページ班 若干名
- (2) メールマガジン班 若干名

(学術企画委員会)

第9条 学術企画委員会には以下の専門委員会を設置する。

- (1) CT専門委員会
- (2) MR専門委員会
- (3) アンギオ専門委員会
- (4) 核医学専門委員会
- (5) デジタル画像専門委員会
- (6) 消化管&超音波専門委員会
- (7) 乳房画像専門委員会
- (8) 医療情報専門委員会
- (9) 整形外科専門委員会
- (10) 計測防護専門委員会
- (11) 放射線治療専門委員会
- (12) クラークキャンプ専門委員会

2 学術企画委員長は置かず、副支部長が統括するものとする。

(専門委員会)

第10条 専門委員長は学術企画委員（支部理事）として支部役員会に出席すること。

2 専門委員長が支部役員会を欠席する場合、副委員長等が出席すること。

- 3 専門委員の選任については各専門委員長に一任とする。
- 4 専門委員の任期を2年間とし、再任を妨げない。また転勤など止むを得ない事情の場合は任期途中での交代を認める。
- 5 各専門委員会の定員を最大8名とする。
- 6 専門委員会の開催については、支部春季大会又は支部秋季大会において、専門委員会セミナーを1回開催するにつき3回まで開催することが出来る（最大6回/年）。ただし、費用が発生しない会議（メール会議など）は回数に含めない。これ以上の開催を必要とする場合は支部役員会の承認を必要とする。
- 7 専門委員会を開催する際には、開催1週間前までに開催案内を支部長へ提出すること。開催後は、2週間以内に議事録及び収支報告書を作成し、支部長及び財務へ提出すること。尚、提出については支部役員用メーリングリストに書類を送信すること。これらが守られない場合、旅費など諸費用は支給されないこととする。

（地域学術委員会）

第11条 地域学術委員会は以下の地域の委員で構成されることとする。

- (1) 旭川地域
 - (2) 十勝地域
 - (3) 空知地域
 - (4) 室蘭地域
 - (5) 苫小牧地域
 - (6) 函館地域
 - (7) 釧路地域
 - (8) オホーツク地域
- 2 委員長は、支部長が前項の委員の中から1名を選出すること。
 - 3 委員長は、第6条の地域学術委員長（支部理事）として支部役員会に出席すること。
 - 4 委員長が支部役員会を欠席する場合、副委員長等が出席すること。
 - 5 地域学術委員の選任については、その地域性を考慮し各地域の前任者に一任とする。
 - 6 地域学術委員の任期を2年間とし、再任を妨げない。また転勤など止むを得ない事情の場合は任期途中での交代を認める。
 - 7 地域学術委員会は、春季大会及び秋季大会時、又はその他支部長が認める場合に開催することができる。尚、担当委員が止むを得ず欠席となる場合は、その地域性を考慮し、支部長の承認をもって同地域からの代理出席を認める。

（委員会の開催）

第12条 専門委員会、地域学術委員会を除く各種委員会（学術企画委員会、総務委員会、財務委員会、広報委員会（ホームページ班、メールマガジン班を含む）、表彰委員会、編集委員会）は必要に応じ適宜、開催することができる。

2 委員長もしくはその役割を担うものは委員会開催の1週間前までに、開催案内を支部長へ提出すること。開催後は、2週間以内に議事録及び収支報告書を作成し、支部長及び財務へ提出すること。尚、提出については支部役員用メーリングリストに書類を送信すること。これらが守られない場合、旅費など諸費用は支給されないこととする。

（支部役員会の開催）

第13条 支部長は必要に応じ適宜、支部役員会を開催することができる。

- 2 支部長は役員会開催の1週間前までに、北海道支部役員に対してその開催通知を発しなければならない。
- 3 支部役員会の構成員は第6条に定めるものおよび第7条により選出された支部運営事務に係る委員会（総務委員会、財務委員会、編集委員会、表彰委員会、広報委員会）の構成員（副委員長、委員）とする。

（設置、改廃）

第14条 北海道支部における組織、各種委員会の設置、改廃については支部役員会の承認を必要とする。

（慶弔）

第15条 北海道支部における慶弔関係の事項が生じた場合について以下に示す。

(1) 各種団体に対するお祝い金は1万円とする。

- a. 北海道放射線技師会
- b. 地方放射線技師会
- c. その他支部長が認める団体

(2) 葬儀（本人の場合）

- a. 名誉会員 供花、弔電、香典1万円
- b. 現役理事 供花、弔電、香典1万円
- c. その他支部長が認める個人 弔電
- d. 本部理事 弔電

(3) 葬儀（その家族(1親等以内)の場合)

- a. 現役理事 弔電、香典1万円

（共催・後援事業）

第16条 北海道支部が共催・後援する事業について以下に示す。

- 1 北海道支部へ共催・後援を依頼するものは所定の申請書に必要事項を記入し北海道支部事務局へ提出すること。
- 2 本条第1項により提出された申請書は役員会もしくは電子メール等の電磁的方法を用いた会議（電子会議）で審議され、それを認めるか否か決定される。
- 3 過去に共催・後援事業として北海道支部名義使用許可の実績があるものにおいて、引き続き北海道支部の共催・後援事業として継続開催する場合には事業開催ごとに本条第1項の申請書の提出を必要とする。
- 4 事業終了後の報告は不要とする。

（規程の改廃）

第17条 この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2017年度より適用する。

2017年09月06日	一部改訂
2018年06月20日	一部改訂
2019年06月05日	一部改訂
2020年03月04日	一部改訂
2021年11月25日	一部改訂
2024年04月08日	一部改訂
2024年07月28日	一部改訂